

# 鹿 児 島 県 公 報

平成26年 7 月 11 日（金）第3024号



鹿児島県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定例発行日（毎週火、金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

### 条 例

- 鹿児島県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例（※）  
（人事課取扱い） 1
- 鹿児島県情報公開条例の一部を改正する条例（※）  
（学事法制課取扱い） 1
- 鹿児島県税条例の一部を改正する条例（※）  
（税務課取扱い） 2
- 奄美群島における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例（※）  
（税務課取扱い） 4
- 鹿児島県警察署設置条例の一部を改正する条例（※）  
（警務課取扱い） 4

## 条 例

鹿児島県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 7 月 11 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

### 鹿児島県条例第44号

鹿児島県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年鹿児島県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 職員の休業の状況

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 7 月 11 日

鹿児島県条例第45号

鹿児島県情報公開条例の一部を改正する条例

鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号）の一部を次のように改正する。

第2条中「，鹿児島県道路公社及び鹿児島県土地開発公社」を「及び鹿児島県道路公社」に改める。

附則第2項に次の1号を加える。

(4) 鹿児島県土地開発公社（以下「土地開発公社」という。）の解散に伴い土地開発公社から実施機関の職員が取得した公文書（平成14年4月1日前に土地開発公社の役員及び職員が作成し，又は取得したものに限る。）

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

.....

鹿児島県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 7 月 11 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第46号

鹿児島県税条例の一部を改正する条例

鹿児島県税条例（昭和38年鹿児島県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項第4号中「（「寮等」という。以下この節において同じ。）」を削り，同項第5号中「以下」を「第35条の6第1項及び第35条の8において」に改め，同条第3項中「その事業が行われる場所で令第7条の3の5第1項に定めるもの」を「恒久的施設（法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。）」に改め，同条第5項中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改め，「マンション建替組合」の次に「及びマンション敷地売却組合」を加える。

第23条の2第2項第1号の表中「超える」を「超え4,000万円以下の」に改め，同表に次のように加える。

4,000万円を超える金額	100分の45
---------------	---------

第24条中「相当する税（）」の次に「所得税法第2条第1項第5号に規定する非居住者であつた期間を有する者の当該期間内に生じた所得につき課されるものにあつては，同法第161条第1項第1号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されるものに限る。」を，「控除限度額」の次に「及び同法第165条の6第1項の控除限度額の合計額」を加える。

第32条中「100分の5」を「100分の3.2」に改める。

第35条第1項第1号中「及び同法第145条においてこれらの規定を準用する場合」及び「（同法第145条において準用する場合を含む。次項において同じ。）」を削り，「及び第89条（同法第145条の5において準用する場合を含む。）」を「，第89条（同法第145条の5にお

いて準用する場合を含む。）、第144条の3第1項（同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を含む。）又は第144条の6第1項に改め、同項第5号中「この号、次条第2項、第41条第1項第1号及び第41条の2の2第2項において」を削り、同条第2項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加え、「第145条」を「第144条の8」に改める。

第38条第1項中「第72条の23第1項ただし書」を「第72条の23第2項」に改める。

附則第5条の7の2中「表」の次に「195万円以下の金額の項」を、「100分の84.895」と、」の次に「同表195万円を超え330万円以下の金額の項中」を、「100分の79.79」と、」の次に「同表330万円を超え695万円以下の金額の項中」を、「100分の69.58」と、」の次に「同表695万円を超え900万円以下の金額の項中」を、「100分の66.517」と、」の次に「同表900万円を超え1,800万円以下の金額の項中」を、「100分の56.307」と、」の次に「同表1,800万円を超え4,000万円以下の金額の項中」を、「100分の49.16」と」の次に「同表4,000万円を超える金額の項中「100分の45」とあるのは「100分の44.055」と」を加える。

附則第6条の2中「100分の5.8」を「100分の4」に改める。

附則第6条の3第1項中「5.8分の0.8」を「4分の0.8」に改め、同条第5項中「（同法第145条において準用する場合を含む。）」を削る。

附則第6条の3の3中「平成20年10月1日」を「平成26年10月1日」に、「100分の1.5」を「100分の2.2」に、「100分の2.2」を「100分の3.2」に、「100分の2.9」を「100分の4.3」に、「100分の2.7」を「100分の3.4」に、「100分の3.6」を「100分の4.6」に、「100分の4」を「100分の5.1」に、「100分の5.3」を「100分の6.7」に、「100分の0.7」を「100分の0.9」に、「100分の4.3」を「100分の5.5」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第18条第1項及び第35条第1項第5号の改正規定 公布の日
  - (2) 第32条並びに附則第6条の2、第6条の3第1項及び第6条の3の3の改正規定並びに附則第4項の規定 平成26年10月1日
  - (3) 第23条の2第2項第1号の表及び附則第5条の7の2の改正規定並びに次項の規定 平成28年1月1日
  - (4) 第18条第3項、第35条第1項第1号及び第2項並びに第38条第1項並びに附則第6条の3第5項の改正規定 平成28年4月1日
  - (5) 第24条の改正規定及び附則第3項の規定 平成30年1月1日
  - (6) 第18条第5項の改正規定 地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）附則第1条第16号に掲げる規定の施行の日  
（県民税に関する経過措置）
- 2 改正後の鹿児島県税条例（以下「新条例」という。）第23条の2第2項第1号の表及び附則第5条の7の2の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成

27年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例第24条の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成29年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

4 新条例第32条並びに附則第 6 条の 2 及び第 6 条の 3 第 1 項の規定は、平成26年10月 1 日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

.....

奄美群島における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 7 月 11 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県条例第47号**

奄美群島における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

奄美群島における県税の特別措置に関する条例（平成11年鹿児島県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 6 条の13第 1 号」を「第38条第 1 号」に改める。

第 2 条の表事業税の項中「奄美群島振興開発特別措置法第 6 条の13の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令」を「奄美群島振興開発特別措置法第38条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令」に、「第 6 条の13第 2 号」を「第38条第 2 号」に、「取得金額」を「所得」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の奄美群島における県税の特別措置に関する条例第 2 条の規定は、平成26年 4 月 1 日以後に設備を新設し、又は増設した者の当該設備に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税について適用し、同日前に設備を新設し、又は増設した者の当該設備に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税については、なお従前の例による。

.....

鹿児島県警察署設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 7 月 11 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県条例第48号**

鹿児島県警察署設置条例の一部を改正する条例

鹿児島県警察署設置条例（昭和29年鹿児島県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表鹿児島南警察署の項中「谷山中央七丁目」の次に「、谷山中央八丁目、西谷山一丁目、西谷山二丁目」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。